

2005年2月2日

2004年度「企業論」期末試験問題

< 解答用紙の使い方 >

解答にあたっては、解答用紙に以下のように問題番号を書き、その右側に解答を記入しなさい。

(例)

1 b

2 a

3

4

5

6 マイクロソフト

7 公共政策の重要性

.....

< 問題 > < 赤字部分が正解とその説明である。 >

以下の文章を完成させるために、a, b, c の三つのなかからもっとも適切なものを選びなさい。なお、章番号はすべて『現代アメリカ産業論 第10版』のものである。(2×5 = 10点)

* 第4章の著者は、自動車の生産において規模の経済が作用することを認めている。

(_____ 1 **c** _____)。

- a この規模の経済性の今日的水準は、自動車メーカー1社あたり400万台以上の生産規模が最適だというものである。グローバル競争の激しさが、生産の最適規模を押し上げているのである。著者はこのような理由から、ビッグ・スリーが企業規模の拡大を追求していることは、規模の経済によって説明できると考えている
- b 自動車メーカーの規模の経済性は、組立工場一つ一つに作用するだけでなく、地理的に分散した複数の工場について、生産する車種や部品の種類を調整し、共通する投入物の調達や活用を本社が一括管理することによっても発揮される。著者は、ビッグ・スリーの企業規模は、組立工場の生産規模によっては説明できないが、全社的なコーディネーションの必要性から説明できると考えている
- c しかし、著者は、自動車産業における高度の経済力集中は規模の経済性を発揮する必要性によっては正当化されないと考えている。なぜならば、自動車組立工場の最

適規模はせいぜい年産 20 万台程度であり、ビッグ・スリーの企業レベルでの生産規模はこれをはるかに上回っているからである。また、最大のメーカーである GM 社の経営に非効率な点が目立つことは、企業規模の拡大が規模の経済にむすびつくという説明を疑わしくしているからである

著者が a や b の観点を否定していることは、授業で解説したし、テキスト 119、128-130 頁などからも読みとれる。

* 第 2 章の著者によれば、成人喫煙者が喫煙のコストと便益を合理的に比較する能力があると想定した場合、成人による喫煙の健康上の影響に関して公共政策がとるべき姿勢は、(_____ 2 **b** _____) というものである。

- a 喫煙している本人が被る健康上の負の結果に対してのみ関与する
- b 喫煙している本人以外の者が被る健康上の負の結果に対してのみ関与する
- c 未成年者の喫煙が喫煙者本人におよぼす健康上の負の結果に対してのみ関与する

テキスト 71 頁と授業での解説を参照。

* パソコンのように製品アーキテクチャがオープンかつモジュラーになると、パソコンメーカーにとっては、(_____ 3 **c** _____)。

- a 非互換性を利用して自社製品にユーザを囲い込む戦略が妥当になる。とくに、ボトルネックを利用して新製品の開発タイミングを操作し、高価格を維持することで利益を獲得できる。しかし、構成部品すべてを内製化し、製品の統一性を強化することは困難になる
- b 構成部品すべてを内製化し、製品の統一性を強化する戦略が妥当になる。しかし、自社が得意とするモジュールに事業を集中することによって利益を得る戦略は困難になる
- c 非互換性を利用して自社製品にユーザを囲い込む戦略は困難になる。しかし、モジュール市場ごとに多数の企業が競争を行うことで、価格低下や新製品の出現が期待できる。そこで、パソコン市場全体の拡大をはかりながら、自社が得意とするモジュールに事業を集中して利益を得る戦略が妥当になる

テキスト第 5 章をアーキテクチャ論の観点から再構成して、授業で解説した。

* 講義によれば、アメリカと日本における中継系光ファイバーの現状は以下の通りである。アメリカにおいては、民間企業によって光ファイバー敷設が進み、いわゆる IT バブル崩壊後には稼働率の低迷が問題になっているほどである。日本においては、(_____ 4 **a** _____)。

- a 光ファイバーの多くの部分を NTT が保有しており、敷設の便宜についても NTT が圧倒的に有利である。このため競争促進の見地から、NTT は他の事業者に対して光ファイバーの開放義務を負っている。新電電各社は、NTT からダークファイバーと呼ばれる未使用の光ファイバーを借りて事業を行っている
- b NTT と新電電各社が光ファイバー敷設競争を激しく行っており、通信料金が低下している。このことは消費者の利益につながっているが、アメリカのように各社の業績悪化、光ファイバー稼働率の低下を招く可能性があり、経済産業省が設備投資調整に乗り出している
- c 光ファイバーの大部分は電力系通信会社が保有している。そのため、電力系通信会社が NTT と新電電各社に対してダークファイバーを貸し出す形になっており、このことが NTT と新電電の間で公正な競争が行われることを保証している

a について授業で話した。

* 第 11 章の著者は、私的な意志決定が社会的に望ましい結果に結びつくためには、政治においても経済においても、分権的な意志決定と、抑制と均衡のシステムとが必要だと考えている。経済においては、競争的な市場が機能することによって、この目的をかなりの程度達成できる。そのために、著者は(5 b)と主張している。

- a 政府が企業行動を規制しないという意味での自由放任政策を取るべきだ
- b 競争的な市場を機能させるために、独占による市場の歪みを取り除く、強力な反トラスト政策が必要だ
- c 経済力集中自体は規制せずに、労働者代表、巨大企業の経営者代表、政府の 3 者が参加した意志決定によって、企業の経済力をコントロールすべきだ

テキスト全般を通して b の思想が貫かれているし、第 11 章でも集中的に論じられている。

以下の文章の空欄を、それぞれ 15 字以下の適切な語句で埋めなさい。なお、章番号は『現代アメリカ産業論 第 10 版』のものである。(2 × 15 = 30 点)

* S-C-P パラダイムでは、市場構造が市場行動を規定し、市場行動が市場成果を規定するという関係を想定している。市場構造の分析において重視されるのは、製品の性質、買い手の需要の性質、売り手の数と相対的規模、とくに(6 集中度) < 「売り手の集中度」、「市場集中度」、「経済力集中度」も可。「独占や寡占の存在」は 1 点>、参入障壁や撤退障壁の高さ、競合する財やサービスの存在、である。

これも繰り返して協調した。テキスト各章の市場構造部分や、理論編スライド 15 も参照。

* S-C-P パラダイムに批判的なある理論では、市場と企業を、経済の基本問題である「コーディネーション」と「動機づけ」を解決するための代替的な方法とみなす。この理論によれば、生産技術が一定であるとすれば、市場取引と企業内取引のどちらが選択されるかは、どちらの方が（ 7 取引費用） < 「取引コスト」も可。「費用」は不可 > が少なくてすむかによって決まる。例えば、S-C-P パラダイムは垂直統合を独占的な構造とみなしがちであるのに対して、この理論は垂直統合を（ 7 ）節約の一つの方法とみなしがちである。

理論編スライド 33、34 を参照。

* （ 8 収穫逡増） < 「規模に関する収穫逡増」も可、「規模の経済」「範囲の経済」「経験効果」「学習効果」「ネットワーク外部性」などは 1 点。「自然独占」は 1 点 >、 がはたらく産業では、独占禁止政策は複雑になる。（ 8 ）には様々な種類があるが、いずれについても、有力な企業に作用している過程では、当該企業のシェアは拡大して独占に向かう。しかし、当該企業の生産費が低下したり、財・サービスの効用が増進したりするために、市場成果は一般には悪化しない。そのため、この過程での独占禁止政策の運用をどうすべきかは一義的には言えない。しかし、ひとたび独占が成立すれば、独占的市場行動によって市場成果が悪化するおそれが強まる。したがって、独占禁止政策が有効となる可能性も高い。

講義で何度か強調し、最終回のポイント解説でもまとめて説明した。ポイント解説スライド 8、9 などを参照。

* 講義で説明した規模の経済には 2 種類ある。一つは、技術の性質上、大型設備の方が効率的になり、したがって生産費が低下するものである。装置系の技術は、このような特性を持つ場合が多い。もう一つは、生産量を拡大することによって、生産物単位あたりの（ 9 固定費） < 「生産費」は不可 > が低下するものである。こちらの効果は技術の種類を問わずにあらわれるが、とくに資本集約的な産業においては、（ 9 ）の中に含まれる生産物単位当たり減価償却費が逡減する効果がはっきりとあらわれる。

授業中に説明した。

* 「どのように製品を構成部品や工程に分割し、そこに製品機能を配分するか」という観点からアーキテクチャを分類すると、モジュラー・アーキテクチャとインテグラル・アーキテクチャに分かれる。モジュラー・アーキテクチャとは部品や工程について、

機能と構造の関係が(10 1対1)になっているものである。インテグラル・アーキテクチャとは、機能と構造の関係が(11 錯綜している) <「1対多対応の」は1点。<u>「錯綜」など文章がおかしいものは0点>ものである。

コンピュータ産業のところで板書して説明し、最終回のポイント解説でもスライド 11、12 を使って簡単にまとめた。

* マイクロソフトは MS-DOS のライセンスを OEM 先のメーカーに供与する際に、(12 CPUライセンス) <「出荷台数ベースのライセンス」も可。「排他的ライセンス」は1点> という方法をとった。1台当たりのライセンス料が設定された上で、これを最小出荷台数である 10万台分支払うことが合意された。OEM 先メーカーは、出荷するコンピュータに MS-DOS が搭載されていようといまいと、また出荷台数が 10万台未満の場合であっても、10万台分のライセンス料を支払った。このライセンス方法において、OEM 先にとっては、10万台までは MS-DOS をインストールする限界費用が(13 ゼロ) <「無料」も可> になった。

テキスト 165-167 頁を参照。過去にも出題した問題である。

* アメリカにおいて州政府がたばこ会社を相手取って起こした訴訟の結果は、第2章に記されているとおりである。第2章の著者によれば、この和解における支払い方法は、公平さと合理性をめぐるいくつかの問題を引き起こした。まず、各社が支払う金額が、各社が過去に引き起こした、たばこによる健康被害の重さにもとづいて配分されるのではなく、(14 将来の売上) <「現時点での市場価値」も可。「総売上額」は1点> に左右されてしまうことである。次に、たばこ会社は和解金コストをたばこ価格に転嫁することが可能であるため、罰金が最終的には各社の過去または現在の株主ではなく、(15 将来の喫煙者) <「喫煙者」は1点> によって負担されるということである。

テキスト 74-75 頁参照。授業でも説明した。なお、出題後に、毎年の支払は総売上高で調整されるが、当初の支払は各社の市場価値に基づくであったことに気がついた。よって、「現時点での市場価値」、「当時の株式時価総額」なども可とした。

* 映画娯楽産業を含むコンテンツ産業においては、同一のコンテンツが様々な「窓」を通して上映される。したがって、映画配給、DVD 製作・販売、レンタル・チェーン、ケーブル・テレビなどの事業が同一企業や同一企業グループのもとに統合されていれば、(16 範囲の経済) <これ以外は不可> が作用して、これらの事業が別々の企業のもとにある場合よりもオペレーション効率が改善される可能性がある。しかし、その一方で、ある企業がコンテンツの取引において同一グループ内の企業と他の企業を差別的に取り扱うならば、公正な競争を損なう独占的行為とみなされる可能性もある。

主に映画娯楽産業のところで説明し、最終回のポイント解説でもとりあげた。

* 航空輸送産業における規制撤廃の理論的支柱になったコンテストブル市場理論によれば、市場がコンテストブルであれば、たとえ企業数が少なく集中度が高くても、競争的な市場と同様の市場成果が得られる。市場がコンテストブルであるための重要な条件の一つは、(17 埋没費用) <「サンク・コスト」、「参入・退出の費用」も可。「参入費用」は1点>がゼロということである。しかし、実際の市場はコンテストブルではなかったために、規制撤廃が市場の寡占化につながってしまった。

テキストでは「コンテストブル市場理論」が「“争奪”市場理論」と表記されている

航空輸送産業のところで解説した。航空輸送産業スライド3、4を参照。また『岩波現代経済学事典』の「コンテストブル市場」「埋没費用」、『有斐閣経済辞典』の「サンク・コスト」を参照。

* 講義では、航空輸送産業の市場が実際にはコンテストブルではなく、参入障壁が高かったことを説明した。具体的には以下の問題があった。航空機リース業の参入障壁が高いので、航空機のリースによって航空輸送産業に参入することも、抽象理論が想定するほど低コストでできるわけではなかった。新規参入企業がコンピュータによる(18 「予約・発券システム」) <「CRS」、「座席予約システム」も可>を構築するのは容易ではなく、かといって他社のそれを借用すると不利な取扱いを受けやすかった。既存企業は新規参入企業より様々な路線を持ち、長い距離を運航していた。このため、フリクエント・フライヤー・ボーナス・プログラムの提供において既存企業は有利であった。仮に他の条件は同じであっても、顧客は既存企業の便を選ぶことに利益を見いだした。新規参入企業が航空機整備を自社で行うことは容易ではないし、他社に委託すると不利な取扱いを受けやすかった。ハブ空港における発着枠の割り当てにおいて既存企業が有利であった。

航空輸送産業スライド4、テキスト220、227-229頁を参照。

* 講義によれば、規制緩和後に競争が有効にはたらくようにするためには、独自の政策が必要になる。例えば航空輸送産業における主要な空港の発着枠のように、財・サービス供給のために不可欠な施設が、既存企業によって独占されたり、優先的に利用されたりすると、新規参入企業は著しく不利な立場におかれてしまう。このような状態にある施設のことを(19 ボトルネック) <「ボトルネック独占」も可。「要塞ハブ」は不可>という。

電気通信産業で繰り返し強調した。電気通信産業補足レポート、『岩波現代経済学事典』の「ボトルネック独占」の項も参照。

* 強力な反トラスト政策に反対する右派の主張によれば、独占という「市場の失敗」よりも、(20 「政府の失敗」) <カギ括弧なしでも可>の方がしばしば深刻である。したがって、この立場からすると、市場経済に対する政府の介入は、反トラスト政策を含めて小規模であることが望ましいということになる。

あまりにも常識的な用語であり、「市場の失敗」、「政府の失敗」は対で覚えるべきである。公共政策編スライド8も参照。

以下の文章の空欄をそれぞれ15-30字で埋めて、講義の内容に適った文章を完成させなさい。(5×2=10点)

* 同一市場において、複数の会社が、別々の技術をもちいて製品を供給し、競争しているとす。そして、いずれかの技術に基づく製品や製品セットが、何らかの偶然的な理由でわずかに先行して普及し、市場占有率を高めたとする。もしもこの製品にネットワーク外部性が作用すると、いったん先行した製品が、ユーザの数が多いためにより便利となり、さらに多くのユーザを獲得して、他の技術に基づく製品を駆逐する可能性が高い。この市場を長期的に見たときの問題が二つある。ひとつは結果として独占が成立し、支配的企業が独占的行動をとるおそれがあることである。もうひとつは、(21 劣った製品でも先行して市場を占拠する可能性があることである) <「優れた技術・製品でも支配的になるとは限らないことである」「先行者の優位が効率性とは独立に作用している可能性がある」「イノベーションによる新規参入に対して障壁が築かれる」なども可。「イノベーションの可能性が封じられる」は2点>ということである。

ネットワーク外部性に関連して、コンピュータ産業のところとポイント解説で繰り返し説明した。コンピュータ産業補足レポートも参照。

* 多様な上映「窓」のコントロールは、今日の映画娯楽産業における基本的な戦略である。しかし、映画配給企業にとっては、否応なく、どうしても実施しなければならない、必要に迫られた企業行動でもある。なぜならば、アメリカ映画産業においては、平均的に見ると、(22 国内の興行だけでは費用をまかなうことができない) <海外の興行は2次マーケットに含めて説明したので、「2次マーケットからの収益がなければ費用をまかなえない」も可。「他の収入源がないと費用をまかなうことができない」は、何の「他」なのか不明なので2点。「国内」という限定が落ちていれば2点。「費用」のところを「制作費」とした場合、宣伝費が落ちてしまうので本来は減点の対象

だが、「制作費」に宣伝費を加えて考えることもしばしばあるので、減点しないからである。

映画娯楽産業のところで解説した。テキストではきちんと書かれていない。映画娯楽産業スライド 9-11 を参照。

以下の問いに答えなさい (20 点)

* ネットワーク外部性が、なぜ外部性といえるのかについて説明しなさい。説明の字数は自由とする。

答え (23 ひとりのユーザーがある財の消費から得る効用が、その財を消費する他の主体の数とともに増加することを、ネットワーク外部性という。財を消費する消費者のネットワークに新規加入者があると、当人と既存ユーザーの双方に便益が発生する。しかし、通常、新規加入者は自分自身の便益と費用は考慮するが、既存ユーザーの便益は考慮しない。既存ユーザーは、市場で費用を要求されることなく加入者が増えたことによる便益を享受できるのである。ここに外部性がある。)

(23 少し例を入れた解：ひとりのユーザーがある財の消費から得る効用が、その財を消費する他の主体の数とともに増加することを、ネットワーク外部性という。たとえば、特定の電話ネットワークを想定してみる。市場が有効に作用するならば、ネットワークに新規に加入しようとする者は、自分を加えたネットワークにおける電話サービスの便益と費用を比較して加入を決めることができる。この限りでは外部性はない。しかし、この新規加入者は、自分が加入することによって既存の加入者に与えられる便益については考慮しない。既存の加入者は、市場を通さずに新規加入者がネットワークに加わるが故に発生する便益を享受できるのである。ここに外部性がある。)

< ネットワーク外部性の定義ができていれば 8 点。外部性の意味を説明できれば 7 点。その際に、新規ユーザーと既存ユーザーの違いを明確にしていれば 5 点 >

外部性：ある消費者や生産者の活動が、他の消費者や生産者に対して、市場を通さずに影響を与えること。

ネットワーク外部性に関連して何度か説明した。何度か警告したように、『有斐閣経済辞典』の「ネットワーク外部性」の説明は不十分である。また、テキスト 157 頁の 2 段落目を使って解答した場合も同様である。これらの要約を使った解答は 15 点とした。新規ユーザーの加入の際に、新規ユーザー自身の便益については外部性はないが、既存ユーザーに便益が発生するところに外部性がある、と認識している解答はさらに 5 点プラスとなる。これも講義で紹介したが、『岩波現代経済学事典』はこの点をきちんと説明している。字数が少なくとも、核心部分をついていけば点数は高い。

なお、複数の製品・規格について、競争で先行者優位がはたらくことを強調した解答があるが、これは直接には外部性の説明にならない。また、電話やインターネットでのコミュニケーションが市場取引でないところにネットワーク外部性をみるのは正しくない。

<情報公開>

* 期末試験の模範解答、点数分布は2月半ばにWebで公表する

* 期末試験の点数は2/14以後、通知可能とする

- ・ 「期末試験点数通知希望」と件名に記し、学籍番号・氏名を本文に記して教員にメールを送れば最終成績（小テストと期末試験の合計）を返信する
- ・ 出張等のために返信が遅れることがある
- ・ 点数は変更できない。頼み込みは無意味であり、メールに返信する義務を認めない
- ・ 2/10以前の頼み込みは減点の対象とするので注意

* この措置は「企業論」担当教員の判断で実施するものであり、他の授業には適用されない